水銀濃度測定結果調査票

工場又は事業場の名称													
工場又は事業場の所在地													
水銀排出施設の名称及び型式													
水銀排出施設の種類													
測定業者名													
測定箇所 (試料採取	位置)												
他施設との煙道の共有の有無		有・無											
煙道を共有	している施設の名称												
施設の使用状況		稼働・ 休止・ 稼働前											
令和6年度	の年間稼働時間(実働時間)												
測定回数 ^{※1}		1回目			2回目				3回目				
全水銀	測定値(µg/m³)												
ガス状水銀	実測値(μg/m³)												
	酸素濃度補正値(µg/m³)												
	酸素濃度(%)												
	測定年月日		年	月	日		年	月	日	,	年	月	日
	測定時刻	時	分~	~時	分	時	分~	~時	分	時	分	~時	分
	検出下限値(μg/m3)												
	定量下限値(μg/m3)												
粒子状水銀	実測値(μg/m³)												
	酸素濃度補正値(µg/m³)												
	酸素濃度(%)												
	測定年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
	測定時刻	時	分~	~時	分	時	分~	~時	分	時	分	~時	分
	検出下限値 (μg/m3)												
	定量下限値(μg/m3)												
	き排ガス流量(m³/h)												
粒子状水銀測定の省略要件を満たしてい るか ^{※2}				満た	し	ている		満た	こして	ていない	`		
粒子状水銀測定の省略要件の調査 ^{※2} 別紙記入例参照		継続期間の 最初の日			要件の3年間継続 を確認した日				要件を満たしてい ない日 ^{**3}				
確認した日			年	月	日		年	月	日		年	月	日
						-							

施設種	施設規模	測定回数		
	排出ガス量(湿り) 4万m³/h以上	4ヶ月をこえない作 業期間ごとに1回以 上		
下記以外の施設	排出ガス量(湿り) 4万m ³ /h未満	6ヶ月をこえない作 業期間ごとに1回以 上		
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	-	年1回以上		
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶 解炉	_	年1回以上		

(再測定を行った場合は、最後の測定日から起算します。)

(予備施設である等の理由のため、測定回数が少ない場合には、備考欄に理由を記載してください。)

- ※2 水銀排出施設が、連続する3年の間継続して以下①~③のいずれかの条件を満たす場合
 - ①粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満であること。
 - ②測定結果の年平均(※3)が50µg/m³未満である施設のうち、 各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの。
 - ③測定結果の年平均(※3)が50μg/m³以上である施設のうち、 各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、 かつ、粒子状水銀の濃度が2.5μg/m³未満であるもの。
- ※3 要件を満たしていない日については可能な限りご記入ください。
- ※4 連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値。 再測定を行った場合は、再測定の結果(「定期測定及び3回以上の再測定)」のうち、 最大値・最小値を除く 全ての結果の平均値)を用いて、年平均値を算出する。
- ※5 令和6年度中の定期測定で排出基準を上回る濃度が検出され、再測定を令和7年度に実施した場合、 その再測定結果についても情報提供ください。
- ※6 排出基準を上回る濃度が検出されていた場合には、 その原因について考えられることを、備考欄に記載してください。

粒子状水銀測定の省略要件の履歴調査の記入例

粒子状水銀の測定省略までの流れの例 2025年3月31日 省略要件を満たさなかった 2018年4月1日からの 対象となる期間 日。リセットになります。※1 測定が対象 3年間省略要件を継続した 継続期間の最初の日 要件を満たさなかったので、 省略要件を最初に満たし ことを確認した日。 (省略要件を最初に満 リセットになります。 たした日) 次回より省略可能。※2 例:2024年5月20日 例:2018年5月19日 例:2023年5月30日 例:2019年5月20日 継続期間の 要件の3年間継続 要件を満たしてい 粒子状水銀測定の省略要件の調査※3 最初の日 を確認した日 ない日※4 確認した日 2019年5月20日 2023年5月30日 2024年5月20日

- ※1 要件を満たさなかった場合、構造変更等で環境が変わった場合、継続となりません。 その日付以降に最初に要件を満たした日から3年間省略要件を継続する必要があります。
- ※2 最初に要件を満たした日から3年間の間に施設の休止があった場合、省略要件を3年間継続したと みなす日は休止の日数分後ろにずれます。
- ※3水銀排出施設が、連続する3年の間継続して以下①~③のいずれかの条件を満たす場合
 - ①粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満であること。
 - ②測定結果の年平均 (※3) が50μg/m3未満である施設のうち、 各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの。
 - ③測定結果の年平均(※3)が50µg/m3以上である施設のうち、 各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、 かつ、粒子状水銀の濃度が2.5µg/m3未満であるもの。
- ※4 要件を満たしていない日については可能な限りご記入ください。